

生協名	
-----	--

No.	
-----	--

生協産直マネジメントシステム

適正産直規範

点検表（2025年版）

運用担当部署	実施開始日	運用担当者

点検種別：部署名	実施日	点検者
自己点検：		
内部点検　・　外部点検		
内部点検　・　外部点検		

生協組合員と生産者・流通事業者の、
よりよい信頼関係を構築するために。

日本生活協同組合連合会
全国産直研究会

適正産直規範の使用方法

1. 生協産直マネジメントシステムとは

「生協産直マネジメントシステム」は、産直品を「たしかな商品」として組合員に届けるとともに、生協産直の取り組みをサポートする全国の生協の共通のツールです。

生産・出荷段階における「生協版適正農業規範」・「適正水産規範」、加工・流通段階の「適正流通規範」から、生協による販売・供給段階の「適正産直規範」をつなぐことによって、産直品の安全性とトレーサビリティを確保し、労働安全・環境保全・人権保護・経営管理など、事業の継続性のための取り組みを行います。

それらの取り組みは、自己点検と二者点検によって検証し、PDCAサイクルによる継続的改善を進めていきます。この生産から消費までの一貫した取り組みによってたしかな商品を実現するのが生協産直マネジメントシステムです。

生協産直マネジメントシステムの目的

- ① 「たしかな商品」を組合員に届ける
- ② 生産者・生産者団体の事業の持続性に貢献する
- ③ 生産者と消費者・組合員の信頼関係づくりに貢献する

※参考資料：生協産直マネジメントシステムの取り組み（日本生協連ホームページ）

2. 適正産直規範の適用範囲

(1) 対象となる工程

- ・産直品の商品企画・調達、店舗での供給、宅配事業での集品・配達
- ・産直のコミュニケーション活動、産地交流・学習などの組合員活動
- ・生協産直マネジメントシステムの運用

(2) 対象となる事業者・部門

- ・産直の商品や活動に関わる部門（商品企画・調達、品質保証、組合活動、店舗等）

【適正産直規範による継続的改善】

3. 点検表の使い方

(1) 運用の流れ

- ① 点検計画の作成（運用担当）
- ② 自己点検者（「区分」欄の設定）決定（運用担当）
- ③ 自己点検（自己点検する部署・担当者）
- ④ 内部点検・外部点検（点検者）
- ⑤ 改善計画の作成（担当部署・運用担当者）
- ⑥ 経営層への報告と組織方針への反映（運用担当者）
- ⑦ 情報公開とコミュニケーション（運用担当者・担当部署）

(2) 自己点検 <産直を統括する責任者、もしくは担当する部署や担当者>

運用担当者は、対象部署に点検表を配布、自己点検の実施を要請し、回収します。対象部署で記入が難しい場合、運用担当者がヒアリングに基づいて点検結果を記入します。



(3) 内部点検・外部点検の流れ <指定された点検者>

- ①自己点検の実施（対象部署の責任者に対し、自己点検の実施を要請）
- ②点検日程の決定（点検日時の調整）
- ③オープニング・ミーティング（点検作業の目的説明、点検への協力依頼）
- ④点検作業（事実・客観的証拠の収集・ヒアリング、結果の判断・記録）
- ⑤クロージング・ミーティング（結果・指摘事項の提示、改善方法の協議・合意）
- ⑥全体総括（全点検部署の点検結果・指摘事項の集計・まとめ、全体の総括）

(4) 改善計画の作成 <産直を統括する責任者、もしくは担当する部署や担当者>

運用担当者は、内部点検・外部点検、または自己点検結果を踏まえ、関係部署、または運用担当者自ら関係部署と協議の上、改善計画を作成します。

(5) 経営層への報告と組織方針への反映

運用担当者は、改善計画を経営層に報告し次年度の組織方針・産直の方針に反映します。

(6) 情報公開とコミュニケーション

二者点検や商談・取引先説明会、広報誌や公開資料などを通じて、産直に関わる関係者に公開し、産直の取り組みについてのコミュニケーションを促進します。

4. 点検表の項目説明

規範項目	良い産直の取り組みにしていくための基本的な規範を示しています。各点検項目の点検にあたっては、規範項目を満たしていることを含めて評価を行います。
分野	規範項目の主な目的を示しています。 ①産直、②コンプライアンス、③食品安全、④品質管理、⑤環境保全
解説	点検趣旨や語句の説明、点検時の留意点、参照する情報を記載しています。
点検項目	規範項目を実現するための、具体的な点検項目を示しています。
区分	自己点検を分担する場合、事前に実施部署などを選択します。 ※「区分」欄をクリックし、該当部署（担当者）を選択します。 Excelファイルの場合、選択肢は「区分」シートで、追加・修正することができます。
自己点検 二者点検	点検結果を、適合：「○」、不適合：「×」、該当なし、証拠不十分、未点検、未確認：「-」のいずれかで記載します。（必須項目）
コメント	点検結果を判断した理由を記載します。自己点検と内部・外部点検の評価が異なる場合、必ずその判断内容を記載します。

※巻末に「規範で要求している文書一覧」、「基本用語の定義」を付けています。

5. 適正産直規範の運用方法・お問い合わせ先

- (1) 運用・点検方法の詳細は運用マニュアルをご覧ください。

生協産直マネジメントシステム・運用マニュアル

https://jccu.coop/activity/sanchoku/pdf/sanchoku_manual.pdf →



- (2) 本点検表の内容・使用方法についてのお問い合わせ先

日本生活協同組合連合会 産直グループ sanchoku@jccu.coop

6. 改定履歴

制定：2010年3月11日 「適正販売規範」

最終改定：2025年7月10日 名称変更「適正産直規範」、産直の項目強化など

規範項目一覧

1. 組織方針と体制	
1-01	組織的に産直の取り組みを推進している
1-02	産直を生協の中期計画や年度計画に明確に位置付け、計画に沿って取組んでいる
1-03	産直に関する基本的な法令について理解し、遵守している
1-04	産直産地との契約、産直農産物の取引において公正な取引を行っている
2. 商品開発と企画	
2-01	事業計画に基づいて産直品の企画を決定し、事前に産地と合意のうえ運用している
2-02	産直品の供給促進企画を計画的に作成し、実施している
2-03	産直品を計画的に開発している
2-04	生産者・生産者団体の持続可能な農畜水産業の取り組みを支援している
3. 調達	
3-01	産直品の仕様を取引先と確認している
3-02	商品の欠品・代替、計画割れ・超過に、適切に対応している
3-03	荷受伝票、供給履歴から、産直品の仕入先、荷受日と供給日を特定できる仕組みを整備している
4. 店舗	
4-01	食品の安全を確保するための衛生管理を行っている
4-02	本部、仕入先から、産直品の入荷計画を集約し、管理している
4-03	産直品を原産地別・栽培区分別に区分管理している
4-04	店舗の適切な検品によって、良好な品質を維持している
4-05	産直品の適切な不適合品管理を行っている
4-06	特定の入荷日の産直商品の供給数量と在庫数量が把握できる
4-07	産直品や産直産地に関する情報提供やコミュニケーションに取り組んでいる
4-08	産地の取り組みや産直品の価値を伝える情報提供に取り組み、供給促進活動を行っている
5. 宅配	
5-01	食品の安全を確保するための衛生管理を行っている
5-02	宅配センターに直納される産直品は適切な検品によって、良好な品質でお届けしている
5-03	産直品の適切な不適合品管理を行っている
5-04	産直品や産直産地に関する情報提供やコミュニケーションに取り組んでいる
6. 品質管理・問合せ対応	

6-01	産直品の検査を実施し、品質の改善に役立てている
6-02	組合員の声・問合せに対応する体制及び対応手順を整備し、運用している
6-03	緊急事態への準備および対応する体制を明確にし、運用している

7. 産地交流・広報

7-01	組合員が産直産地の取り組みや産直品について学習・交流する機会を設けている
7-02	産地交流は、対等・平等な関係で、生産者と組合員をつなぎ産直の発展に貢献する取り組みになっている

8. 人材育成

8-01	産直に関わる職員を計画的に産直産地に派遣し、産地情報、商品知識の習得に努めている
8-02	職員が産直や農畜水産物の品質や安全性、持続可能な農畜水産業の取り組みについて学ぶ機会を設けている

9. 生協産直マネジメントシステムの運用

9-01	適正農業規範・適正水産規範・適正流通規範による点検を実施し、産直の取り組みの継続的改善に役立てている
9-02	適正産直規範による点検を計画的に実施し、生協産直マネジメントシステムの運用と産直の取り組みを継続的に見直し、改善している

点検表

1. 組織方針と体制						
番号	規範項目	分野				
1-01	組織的に産直の取り組みを推進している	産直				
解説	【産直政策】自生協が掲げている産直の原則（基準）や理念、「目指すもの」やそれに基づく方針					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-01-1	産直政策を、生協組合員、および社会的に公開している					
1-01-2	産直政策を、生協職員に周知・教育している					
1-01-3	産直政策に基づいた産直の取り組みを実践している					
1-01-4	産直に関する事業と活動について記録し、公開している					
1-01-5	産直品の金額、取引産地、商品数等の実績を把握している					
1-01-6	産直の推進に関する責任者（担当役員など）が明確になっている					
1-01-7	産直の推進、および生協産直マネジメントシステムの運用の担当者を決めている					

番号	規範項目	分野				
1-02	産直を生協の中期計画や年度計画に明確に位置付け、計画に沿って取組んでいる	産直				
解説	計画には、産直事業の数値目標、生協産直マネジメントシステムの取り組み目標、生産者・生産者団体の事業の持続性に貢献する取り組み計画が盛り込まれていること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-02-1	産直の取り組みの計画と目標を中期計画、年度の事業計画に明確に位置付けている					

1-02-2	産直品の事業計画の進捗が管理され、數値を把握している				
1-02-3	産直の事業計画や方針を、産直産地・取引先に周知している				

番号	規範項目	分野				
1-03	産直に関わる基本的な法令について理解し、遵守している	コンプライアンス				
解説						
【関連する基本的な法令】 食品安全・表示：食品衛生法、JAS法、食品表示法 農産物：農薬取締法、肥料取締法 畜産物：薬機法、飼料安全法、家畜伝染病予防法 水産物：漁業法、水産資源保護法 取り引き：独占禁止法、下請法						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-03-1	法令に関わる担当部署または、担当者を決めている					
1-03-2	関連する部署や担当者に、基本的な法規に関する周知・教育を行っている					
1-03-3	関連する法令などの改正に合わせて適正に対応している					

番号	規範項目	分野				
1-04	産直産地との契約、産直農産物の取引において公正な取引を行っている	コンプライアンス				
解説						
取引契約は、独占禁止法や下請法の動向に十分留意して取引条件を定める必要がある。 <参考>公正取引指針「生協の商品仕入における公正取引の促進のために」（日本生協連・情報プラザ>01法規>20公正取引>20指針） 【下請法対象の確認】下請法の対象となるかどうかは同一事業者でも変動があるため定期的に確認を行うか、すべての取引先を一律下請法対象とみなして対応する必要がある。 【取引に関する苦情等を受け付ける窓口】産地を担当する仕入れ担当者や部署と独立した、苦情やコンプライアンス違反通報を受け入れる窓口						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

1-04-1	生協と産地の双方が、産直取引をしていることを組織的に確認している				
1-04-2	直接の取引先と支払いサイト等の基本的な取引条件について合意し、契約書を締結している				
1-04-3	産直における直接の取引先を一律下請法対象とみなして対応しているか、もしくは直接の取引先が下請法に該当するかどうかを定期的に確認して対応している				
1-04-4	産直産地との間で、年度毎、品目毎に取引計画について確認している				
1-04-5	産地から、取引に関する苦情等を受け付ける窓口を設け、周知している				

2. 商品開発と企画						
番号	規範項目	分野				
2-01	事業計画に基づいて産直品の企画を決定し、事前に産地と合意のうえ運用している					
解説						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-01-1	事業計画を産地に説明し、企画を検討する機会を設けている					
2-01-2	産地と合意した企画を記録している					

番号	規範項目	分野				
2-02	産直品の供給促進企画を計画的に作成し、実施している					
解説						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-02-1	年間の産直品の供給促進計画を作成している					

2-02-2	産直品の供給促進企画の実績を確認している					
--------	----------------------	--	--	--	--	--

番号	規範項目	分野				
2-03	産直品を計画的に開発している					産直
解説	【開発する手順】産地や品目の特性を活かし、ネーミングやブランディング、価格や規格、包装形態や商品案内、加工品の原料として活用するなどを立案し、商品に仕立てるための方法のことを指す。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-03-1	産直産地、および産直品や産直品を原料とした加工品の開発について、手順書がある					
2-03-2	計画に基づき商品を開発し、記録している					

番号	規範項目	分野				
2-04	生産者・生産者団体の持続可能な農畜水産業の取り組みを支援している					産直 環境保全
解説	<p>【持続可能な農畜水産業の取り組み例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GAP（適正農業規範・生産工程管理）の取り組み ・有機農産物・特別栽培農産物などの生産 ・適切な資源管理や環境に配慮した水産業の取り組み ・資源循環や温室効果ガス削減の取り組み ・生物多様性に貢献する取り組み ・経営の持続性に関する取り組み 					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-04-1	生産者・生産者団体の持続可能な農畜水産業に関する取り組み、内容を把握している					
2-04-2	生産者・生産者団体の持続可能な農畜水産業に関する取り組みに協力、支援している					
2-04-3	生産者・生産者団体の持続可能な農畜水産業に関する取り組みを、組合員・職員に広報・案内している					

3. 調達						
番号	規範項目	分野				
3-01	産直品の仕様を取引先と確認している	産直 食品安全 コンプライアンス				
解説	【商品仕様書】生産者（産地）名、栽培区分、規格、入数、梱包・包装形態、流通ルート、品温、取り扱い注意事項など <参考>青果・畜産・水産仕様書 生協統一フォーマット (日本生協連「情報プラザ」>商品事業>生協産直)					
	【製造委託】栽培・肥育方法等を指定して一次產品を生産させている場合、それだけでは製造委託に該当しないが、独自の加工・包装を含めて委託している場合（生協名、生協が独自に指定したロゴ・マーク、生協が独自に指定して記載させた記述や情報等が印刷された包材・シール等を使用して個別包装させている場合等）には、加工・包装の指定により製造委託に該当する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
3-01-1	仕様書の内容のとおりに実践されていることを確認し、記録している					
3-01-2	産直品の価格は、取引先と定期的に協議し決定している					
3-01-3	相場変動等により取引先から価格変更の申し出があった場合は協議に応じ、対応している					
3-01-4	生協が指定した包材・シール等を使用した製造委託品は、商品や包材・シール等の消化状況を取引先と確認している					
番号	規範項目	分野				
3-02	商品の欠品・代替、計画割れ・超過に、適切に対応している	産直 コンプライアンス				
解説	欠品・代替対応の手順、計画数からの大きな乖離対応は、法的（独占禁止法、下請法）に問題がなく、継続的な取引関係に資するものでなければならない。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
3-02-1	欠品・代替対応の手順書があり、担当者に周知している					
3-02-2	欠品・代替について、その要因を追求し、低減に向けての対策を関係者と協議している					

3-02-3	計画数に対して供給数量が大きく上振れ・下振れした場合、対応と対策を取引先と協議している				
3-02-4	計画数に対する上振れにより、取引先に責がなく費用（残業代、物流便の追加費用、代替品の差額費用等）が発生した場合、生協がその費用を負担している				
3-02-5	計画数に対する下振れにより、取引先に責がなく費用（在庫の保管費用や処分費用）が発生した場合、生協がその費用を負担している				
3-02-6	欠品・代替・供給の上振れ・下振れ等による費用を取引先に請求する場合、直接の取引先の仕入れ先や産地に対して公正取引に反する行為がされないよう、注意喚起をおこなっている				

番号	規範項目	分野
3-03	荷受伝票、供給履歴から、産直品の仕入先、荷受日と供給日を特定できる仕組みを整備している	産直 コンプライアンス
解説	<p>該当する産直品の供給日と供給数量、送品先事業所（宅配センター・店舗）の特定と送品数量について把握し、適切な対応を行うことができる求めている。</p> <p>的確な指示には、供給促進、欠品の連絡、回収の指示などを含む。</p> <p>【法令の要件を満たした発注書】下請法により(a)発注年月日 (b)発注の内容 (c)納期 (d)納入場所 (e)受入検査の完了期日 (f)代金の額（2品目以上の場合は品目ごとに記載）(g)支払期日・方法などが必要。全ての取引に共通する事項は、あらかじめ通知しておけば、個別の発注書面への記載を省略することができる。</p> <p>【発注書・荷受記録と代金支払記録の紐づけ】日付・品名や記号番号等でトレースできること。</p>	
番号	点検項目	区分
3-03-1	法令の要件を満たした発注書を作成し、取引先に送付している。	自己点検
3-03-2	産直品の荷受の記録から、供給日の範囲が特定できる	コメント
3-03-3	産直品の供給の記録から、荷受日の範囲が特定できる	二者点検
3-03-4	宅配センター・店舗への送品数を把握し、的確な指示を出すことができる	コメント

3-03-5	発注書・荷受の記録は、代金支払記録と紐づけることができるよう保管している					
--------	--------------------------------------	--	--	--	--	--

4. 店舗						
番号	規範項目	分野				
4-01	食品の安全を確保するための衛生管理を行っている					
解説	<p>食品衛生法によって、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められている。</p> <p>※『「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」の実践に向けた生協店舗の衛生管理ガイドライン』</p> <p>(日本生協連「情報プラザ」>品質保証)</p>					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-01-1	一般衛生管理、およびHACCPに沿った衛生管理に基づく衛生管理計画を作成し、実行、記録している					

番号	規範項目	分野				
4-02	本部、仕入先から、産直品の入荷計画を集約し、管理している					
解説	<p>【入荷計画】品目別に数量、産地、規格を記載した入荷の予定（本部指示書、店舗発注書等を含む）を指す。</p> <p>【必要な措置】欠品の連絡、代替え品の手配、過剰品の処理、計画変更等がある。</p> <p>【欠品、配送事故に関する手順書】責任者、緊急連絡方法、連絡先、報告、対応策の決定方法が明確であること。</p>					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-02-1	本部や産直産地等から、産直品の入荷計画を集約している					
4-02-2	入荷計画と、入荷した農産物の実数及び表示を照合している					
4-02-3	集約した入荷計画に基づき、必要な措置を講じている					

4-02-4	代替品が導入された場合に、代替品であることが明確に判別できるようにしている					
--------	---------------------------------------	--	--	--	--	--

番号	規範項目	分野				
4-03	産直品を原産地別・栽培区分別に区分管理している	コンプライアンス				
解説	【原産地】食品表示法の「食品表示基準」に定められた、原産地表示の規定に準ずる。 【栽培区分】生協との合意に基づく栽培方法、有機、特別栽培などの栽培方法を指す。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-03-1	産直品は荷受から供給まで、原産地別・栽培方法別に区分管理されている					

番号	規範項目	分野				
4-04	店舗の適切な検品によって、良好な品質を維持している	品質管理 コンプライアンス				
解説	【検品基準】表示、品質（状態）、数量等、その工程に必要な事項を確認・チェックするための基準を指す。加工作業の指示書、点検チェックシートなどの代用も可。 【取引先への返品・赤伝発行】下請法では、下請対象取引先の場合、検品後の返品は原則として認められない。したがって、センター一括納品後に各店配達される場合、店着後の取引先への返品・赤伝は原則としてできない。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-04-1	検品基準を定めている					
4-04-2	検品手順、および検品の担当者を定めている					
4-04-3	担当者が、検品基準・検品手順に基づいて検品を行っている					
4-04-4	取引先への返品・赤伝発行は、取引先が納品する際の検品時に限定している					
4-04-5	品質や表示に問題があった場合、本部または取引先に連絡している					

番号	規範項目	分野
4-05	産直品の適切な不適合品管理を行っている	品質管理 コンプライアンス
解説	<p>【不適合品】品質事故（傷み、腐れ、カビなど）、表示間違い、重量不足等により供給することが不適切な商品を指す。</p> <p>【不適合品の返品・赤伝発行】下請法では、受入の際に検品を行わず受け入れてしまうと、以後の返品・赤伝発行は取引先・産地側に責任のある不適合品であっても不可となる。検品を行っている場合は、取引先・産地側に責任のある不適合品の返品が可能だが、後日発見された場合は、支払日までに返品することが必要となる。</p>	
番号	点検項目	区分
4-05-1	不適合管理の手順、および不適合品管理の担当者を定めている	自己点検
4-05-2	担当者が、不適合品管理の手順に基づいて対応し、記録している	コメント
4-05-3	不適合品の返品・赤伝発行は、取引先・産地側の責任の有無、および返品の可否を確認してから行っている	二者点検
		コメント

番号	規範項目	分野
4-06	特定の入荷日の産直商品の供給数量と在庫数量が把握できる	産直
解説	この規範項目では、本部指示に基づき、特定の入荷日の産直品の告知もしくは回収の範囲の把握ができるることを求めている。	
番号	点検項目	区分
4-06-1	特定の入荷日の産直商品の供給日の範囲が把握できる	自己点検
4-06-2	問題のある商品の購入者が特定できる仕組みがある	コメント
		二者点検
		コメント

番号	規範項目	分野
4-07	産直品や産直産地に関する情報提供やコミュニケーションに取り組んでいる	産直 コンプライアンス
解説	【学習会等で発生する費用】交通費、宿泊費、人件費、試食用サンプル代金など	
番号	点検項目	区分
		自己点検
		コメント
		二者点検
		コメント

4-07-1	事業所や委託先の職員に対して、産直（産直政策、産地・産直品、生協産直マネジメントシステム等）について学ぶ機会を設けている				
4-07-2	組合員と、企画している産直品や産直産地に関するコミュニケーションができる機会を設けている				
4-07-3	組合員の声を聴き、産地・生産者にその声を伝えるしくみがあり、活用している				
4-07-4	学習会・イベントや試食提供等に、取引先や産地に参加・協力いただく際の手順やルールを定め、発生する費用を生協が負担している				

番号	規範項目	分野
4-08	産地の取り組みや産直品の価値を伝える情報提供に取り組み、供給促進活動を行っている	産直
解説	【供給促進活動】供給促進のためのツール※を使用した宣伝活動、店頭試食、朝市、産地との交流、学習会などを積極的に開催、参加することなど。 ※供給促進のためのツール：POP、チラシ、店頭表示、生産者・産地カード等、生協が作成するもののみに限らず、生産者・産地、流通業者が作成して商品に添付するものなど。	
番号	点検項目	区分
4-08-1	POP・掲示や各種媒体を通して、組合員に産直品や産直産地の情報提供をしている	自己点検
4-08-2	取り扱っている産直品や産直産地の最新の情報を入手するしくみがあり、必要に応じて情報を更新している	コメント
4-08-3	組合員から産地や産直品に対して寄せられる意見を積極的に収集し、店舗での供給促進活動に活用している	二者点検
		コメント

5. 宅配		
番号	規範項目	分野
5-01	食品の安全を確保するための衛生管理を行っている	食品安全

解説	食品衛生法によって、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められている。 ※『生協の宅配におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理ガイドライン』 (日本生協連「情報プラザ」>品質保証)						
	番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-01-1	一般衛生管理、およびHACCPに沿った衛生管理に基づく衛生管理計画を作成し、実行、記録している						

番号	規範項目	分野				
5-02	宅配センターに直納される産直品は適切な検品によって、良好な品質でお届けしている	品質管理 コンプライアンス				
解説	【宅配センター】生協によって、支部・センターなど呼称は異なるが、ここでは組合員に配達を行う拠点となる施設を指す。 【宅配センターに直納】ここでは生協の物流・集品センターを通過せず、産地や取引先から直接納品されることを指す。 【検品基準】表示、品質（状態）、数量等、その工程に必要な事項を確認・チェックするための基準を指す。加工作業の指示書、点検チェックシートなどの代用も可。 【取引先への返品・赤伝発行】下請法では、下請対象取引先の場合、検品後の返品は原則として認められない。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-02-1	検品基準を定めている					
5-02-2	検品手順、および検品の担当者を定めている					
5-02-3	担当者が、検品基準・検品手順に基づいて検品を行っている					
5-02-4	取引先への返品・赤伝発行は、取引先が納品する際の検品時に限定している					
5-02-5	品質や表示に問題があった場合、本部または取引先に連絡している					

番号	規範項目	分野
----	------	----

5-03	産直品の適切な不適合品管理を行っている	品質管理 コンプライアンス
解説	【不適合品】品質事故（傷み、腐れ、カビなど）、表示間違い、重量不足等により供給することが不適切な商品を指す。 【不適合品の返品・赤伝発行】下請法では、受入の際に検品を行わず受け入れてしまうと、以後の返品・赤伝発行は取引先・産地側に責任のある不適合品であっても不可となる。検品を行っている場合は、取引先・産地側に責任のある不適合品の返品が可能だが、後日発見された場合は、支払日までに返品することが必要となる。	
番号	点検項目	区分 自己点検 コメント 二者点検 コメント
5-03-1	不適合管理の手順、および不適合品管理の担当者を定めている	
5-03-2	担当者が、不適合品管理の手順に基づいて対応し、記録している	
5-03-3	不適合品の返品・赤伝発行は、取引先・産地側の責任の有無、および返品の可否を確認してから行っている	

番号	規範項目	分野
5-04	産直品や産直産地に関する情報提供やコミュニケーションに取り組んでいる	産直
解説	【学習会等で発生する費用】交通費、宿泊費、人件費、試食用サンプル代金など	
番号	点検項目	区分 自己点検 コメント 二者点検 コメント
5-04-1	商品案内書や各種媒体を通して、組合員に産直品や産直産地の情報提供をしている	
5-04-2	事業所や委託先の職員に対して、産直（産直政策、産地・産直品、生協産直マネジメントシステム等）について学ぶ機会を設けている	
5-04-3	組合員と、企画している産直品や産直産地に関するコミュニケーションができる機会を設けている	
5-04-4	組合員の声を聴き、産地・生産者にフィードバックするしくみがあり、活用している	

5-04-5	学習会やイベント等に、取引先や産地に参加・協力いただく際の手順やルールを定め、発生する費用を生協が負担している					
--------	---	--	--	--	--	--

番号	規範項目	分野				
5-05	産地の取り組みや産直品の価値を伝える情報提供に取り組み、供給促進活動を行っている	産直				
解説	<p>【供給促進活動】供給促進のためのツール※を使用した宣伝活動、朝市、産地との交流、学習会などを開催、参加すること。</p> <p>※供給促進のためのツール：ニュース、チラシ、生産者・産地カード等、生協が作成するもののみに限らず、生産者・産地、流通業者が作成して商品に添付するものなど。</p>					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-05-1	産直品の特性を理解し、それをアピールする供給促進をしている					
5-05-2	産直品に係る情報を必要な時入手、更新できる仕組みがあり、更新している					

6. 品質管理・問合せ対応						
番号	規範項目	分野				
6-01	産直品の検査を実施し、品質の改善に役立てている	品質管理 コンプライアンス				
解説	<p>【検査するための計画書】検査対象の品目と生産者、検査頻度、検査項目等自生協の検査計画書に記載されていること。</p> <p>【関係する部門】品質管理部門、検査センター等を指す。</p> <p>※検査費用の公正取引に関しては下記を参照ください。</p> <p><参考> 「お申し出対応における公正取引ガイドライン」（日本生協連・情報プラザ>品質保証>ガイドライン）</p>					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-01-1	産直品を検査するための計画書があり、関係する部門で共有している					
6-01-2	検査計画に基づき検査を実施し、記録している					

6-01-3	定期検査の費用は生協が負担し、検体送付費用など取引先に費用負担が発生する場合は、取引先と合意している					
6-01-4	取引先に責のない、または原因が明らかでない商品トラブルに係る検査費用を取引先に請求していない					

番号	規範項目	分野				
6-02	組合員の声・問合せに対応する体制及び対応手順を整備し、運用している					
解説	【手順書】責任者、原因等の調査、報告書・記録作成に加え、現場で処理される返金、商品交換等の案件、その集計、生産者へのフィードバックを含むこと。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-02-1	組合員の声・問合せ対応の部署を設置、もしくは担当する人員を配置している					
6-02-2	組合員の声・問合せの対応に関する手順書を定めている					
6-02-3	組合員の声・問合せは、手順書に基づき適切に対応し、記録している					
6-02-4	組合員の声・問合せを、産直品の改善のために活用している					
6-02-5	組合員からのお問い合わせ内容について取引先・産地側の責任の有無を明らかにし、取引先・産地側に責任がある場合のみ協議して費用を請求している					

番号	規範項目	分野	
6-03	緊急事態への準備および対応する体制を明確にし、運用している	食品安全	
解説	<p>【緊急事態】品質上のトラブル（アレルゲンのコンタミネーション、残留農薬基準違反、病原性微生物汚染、異物混入、アレルギー食品表示の間違い等）を含む。</p> <p>【トラブルに対応する手順書】責任者、原因調査、対応方法、報告書・記録作成等の具体的な方法が記載されていること。</p> <p>【緊急事態の費用負担】取引先・産地側の責任がある場合には協議して取引先・産地側に対応にかかった費用を負担いただくことは可能だが、一方的に請求すると不当な経済的利益の提供要請となり、責任がない場合に負担させると下請法違反となる。</p>		

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-03-1	緊急事態に対応する部署を設置、もしくは担当する人員を配置している					
6-03-2	緊急事態に対応する手順書を定めている					
6-03-3	緊急事態は、手順書に基づき適切に処理し、記録している					
6-03-4	緊急事態への対応や費用負担を取引先・産地に求める場合、取引先・産地の責任の有無、および費用負担について、協議し記録している					

7. 産地交流・広報						
番号	規範項目	分野				
7-01	組合員が産直産地の取り組みや産直品について学習・交流する機会を設けている	産直				
解説	【産直産地の取り組み】産直品の安全性や品質管理、持続可能な農畜水産業の取り組みなど 【学習する機会】産地訪問、試食会や生産者を招いての商品学習会・交流会などを含む。 ※事業連合は、会員生協が実施している内容を把握しそのとの記録があれば良い。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-01-1	産直に関わる組合員学習会を開催し、記録している					
7-01-2	産直生産者と交流する機会を持ち、記録している					

番号	規範項目	分野
7-02	産地交流は、対等・平等な関係で、生産者と組合員をつなぎ産直の発展に貢献する取り組みになっている	産直 コンプライアンス

解説	産地交流には、産地を訪問するだけではなく、生産者が生協やイベント会場へ訪れての交流や学習会、オンラインによる交流も含む。産地交流のあり方、留意すべき点は、下記を参照。 <参考>『生協産直・産地交流ガイドライン』 (日本生協連「情報プラザ」>商品事業>生協産直) 【コンプライアンスに配慮した産地交流のルール】 費用負担のルールとして、産地交流に伴う費用（取引先の交通宿泊費・人件費・商品サンプル・食事代等）を一方的に取引先に負担させないことを明記する。					
	番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検
	7-02-1	対等・平等、コンプライアンスに配慮した産地交流のルールを定め、それに基づいて実施している				

8. 人材育成						
番号	規範項目	分野				
8-01	産直に関わる職員を計画的に産直産地に派遣し、産地情報、商品知識の習得に努めている	産直				
解説	対象者：産直品の企画・調達、産地交流などを担当する職員					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
8-01-1	産直品に関する職員を産地、流通事業者に派遣し、産地の状況や商品知識を習得させる機会を設けている					
8-01-2	先進産地の視察や商品知識習得の機会を設けている					
8-01-3	産地情報や習得した商品知識等を産直の取り組みに活用し、産地や事業者、組合員の相談や問合せに対応している					

番号	規範項目	分野

8-02	職員が産直や農畜水産物の品質や安全性、持続可能な農畜水産業の取り組みについて学ぶ機会を設けている	産直
解説	対象者：職員、および業務委託している宅配・店舗など組合員と接する担当者	
番号	点検項目	区分 自己点検 コメント 二者点検 コメント
8-02-1	店舗・宅配センター・物流部門の職員に、食品の品質や安全性、衛生管理について学ぶ機会を設けている	
8-02-2	すべての職員に、産直（産直政策、产地・産直品、生協産直マネジメントシステム等）について学習する機会を設けている	
8-02-3	すべての職員は、自生協の産直政策と取り組みについて理解している	

9. 生協産直マネジメントシステムの運用						
番号	規範項目	分野				
9-01	適正農業規範・適正水産規範・適正流通規範による点検を実施し、産直の取り組みの継続的改善に役立てている	産直				
解説	【合同点検】共通する産直产地に対して、複数の生協・事業連合が合同で点検を行うこと。産直产地の負荷を軽減、点検者のレベルの向上と生協・事業連合間の平準化が目的。					
番号	点検項目	区分 自己点検 コメント 二者点検 コメント				
9-01-1	適正農業規範青果・米編による点検を計画的に実施し、記録している					
9-01-2	適正農業規範畜産編による点検を計画的に実施し、記録している					
9-01-3	適正水産規範による点検を計画的に実施し、記録している					
9-01-4	適正流通規範による点検を計画的に実施し、記録している					
9-01-5	各規範の点検活動を産直の取り組みの継続的改善に役立てている					

9-01-6	他生協との合同点検の担当者を決めている。					
--------	----------------------	--	--	--	--	--

番号	規範項目	分野				
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-02	適正産直規範による点検を計画的に実施し、生協産直マネジメントシステムの運用と産直の取り組みを継続的に見直し、改善している					産直
解説	生協産直マネジメントシステムの運用者と点検者は、運用マニュアルの学習と点検者養成セミナーの受講が必須。					
9-02-1	適正産直規範による自己点検を実施している					
9-02-2	適正産直規範による内部点検、または外部点検を実施している					
9-02-3	点検結果を踏まえ改善計画を作成し、経営層に報告している					
9-02-4	改善計画書の内容は、組織の年度方針へ反映している					
9-02-5	点検結果と改善計画・組織方針への反映の概要を、組合員、生産者・生産者団体、取引先に公表している					
9-02-6	生協産直マネジメントシステムの運用者、点検者に、運用と点検方法について教育している					

【規範で要求している文書一覧】

文書名	規範番号
産直政策	1-01
産直に関する事業と活動の記録、公開文書	1-01
組織図、職務分掌	1-01
産直に関わる年度事業計画・中期計画	1-02
産直事業の進捗報告書	1-02
法令に関する周知・教育の記録	1-03
産直取引に関する契約書・確認書	1-04
取引契約書	1-04
取引先の下請法該当・非該当の分類、および確認の記録	1-04
産直産地と合意した企画の記録	2-01
年間の産直品の供給促進計画	2-02
産直品の供給促進の実績記録	2-02
産直産地、および産直品や産直品を原料とした加工品の開発についての手順書	2-03
商品開発の記録	2-03
商品仕様書	3-01
商品仕様書の点検・確認の記録	3-01
欠品・代替対応の手順書	3-02
発注書	3-03
荷受記録	3-03
支払い記録	3-03
【店舗】一般衛生管理、およびHACCPに沿った衛生管理に基づく衛生管理計画	4-01
【店舗】衛生管理計画に基づく記録	4-01
【店舗】検品基準	4-04
【店舗】検品手順	4-04
【店舗】不適合品管理の手順書	4-05
【店舗】不適合品の対応記録	4-05
【店舗】学習会・試食提供等の実施の手順・ルール	4-07
【宅配】一般衛生管理、およびHACCPに沿った衛生管理に基づく衛生管理計画	5-01
【宅配】衛生管理計画に基づく記録	5-01
【宅配】検品基準	5-02
【宅配】検品手順	5-02
【宅配】不適合品管理の手順書	5-03
【宅配】不適合品の対応記録	5-03
【宅配】学習会・イベント等の実施の手順・ルール	5-04
産直品を検査するための計画書	6-01

産直品の検査の記録	6-01
組合員の声・問い合わせに対応に関する手順書	6-02
組合員の声・問合せへの対応記録	6-02
緊急事態に対応するための手順書	6-03
緊急事態に対応手順書に基づいた記録	6-03
産直に関わる組合員学習会や生産者との交流会を開催した記録	7-01
産地交流のルール	7-02
産地交流の記録（費用の支払いを含む）	7-02
適正農業規範青果・米編による点検計画と実施した記録	9-01
適正農業規範畜産編による点検計画と実施した記録	9-01
適正水産規範による点検計画と実施した記録	9-01
適正流通規範による点検計画と実施した記録	9-01
適正産直規範の自己点検記録	9-02
適正産直規範の内部・外部点検記録	9-02
適正産直規範点検を受けた改善計画書	9-02

【基本用語の定義】

この規範で頻繁に使用する用語は、以下のように定義します。

用語	定義
産直	この規範で使用する「産直」には、産消提携品、産地指定品、コープ商品等、各生協独自の商品を含む。「産直」の定義は、生協によって異なる。
記録	事実の状態や数量を文書に記載すること。あるいは記載した文書。
手順書	管理方法や業務、作業などの活動について、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」するのかを明確にし、文書にしたもの。作業の指示書も含む。
管理	常に最善の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに必要な手立てをとっていること。
保管	いつでも簡単に取り出すことができる状態で持っていること。(特に記載がなければ、保管年限は3年以上とする)
更新	常に最新の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに見直しをしていること。
区分	別のものを誰にでもわかる方法で物理的に区分けすること。
品質管理	品質上の目標（基準）を定めて、それを達成させるための様々な取り組みのこと。 衛生管理も品質管理のなかに含まれる。
コンプライアンス	組織や個人が法令や社会規範などを守り、公正・公平に業務を行うこと。単に法律を守るだけでなく、組織倫理やモラルも含めて、誠実であること、社会全体から見て適切な行動をすることを意味する。
たしかな商品	①安全性とトレーサビリティが確保されていること、②表示が正しいこと、③仕様書の内容が守られていること、④①～③のことが検証できることを指す。